

平成 18 年 9 月 4 日  
(社)日本監査役協会  
監査法規委員会  
会計委員会

## 一時会計監査人を選任した場合における 監査報告書記載上の取扱いについて

周知のとおり、金融庁より中央青山監査法人（現みずず監査法人）に対し、平成 18 年 7 月 1 日（土）より 8 月 31 日（木）までの 2 ヶ月間、業務の一部停止処分が行われた。これに伴い、同監査法人を会計監査人として選任していた会社においては、同業務停止期間を含む事業年度に係る監査役（会）監査報告書を作成するにあたり、どう対応すべきかが問題となる。

そこで、監査法規委員会と会計委員会は、この場合における対応を以下のとおり取りまとめた。該当する会社の監査役（会）におかれては、監査報告書の作成にあたり参考にされたい。

### 記

#### 業務停止に伴う対応のパターン及び監査報告書の記載における対応（会社計算規則第 155 条第 2 号に基づく会計監査人の監査の方法及び結果に関する記載）

注 1）下記では、便宜上、3 月決算会社の場合に基づき設例している。

注 2）下記の各対応パターンについては、別紙の図表も併せて参照されたい。

1. 6 月の株主総会において、旧中央青山監査法人以外の監査法人を新たに会計監査人として選任した場合

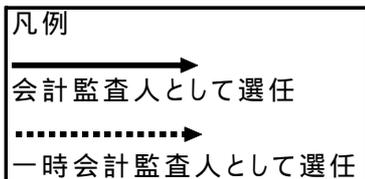
当協会が作成するひな型のとおり、「会計監査人 〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」とする。

2. 6 月の株主総会において、旧中央青山監査法人以外の監査法人を新たに会計監査人として選任するとともに、9 月 1 日以降の就任を前提として旧中央青山監査法人を再任した場合

「会計監査人みずず監査法人及び同 〇〇〇〇の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」

- 3 . 7 月 1 日以降に、旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人として選任し、当該一時会計監査人が事業年度末まで監査を行った場合  
「一時会計監査人                      の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」
  
- 4 . 6 月の株主総会において、9 月 1 日以降の就任を前提として旧中央青山監査法人を会計監査人として再任し、7 月 1 日以降に旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人として選任した場合  
「会計監査人みせず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」
  
- 5 . 7 月 1 日以降に旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人に選任した上で、さらに、9 月 1 日以降に旧中央青山監査法人についても一時会計監査人として選任し、両者が事業年度末まで監査を行った場合  
「一時会計監査人                      及び同みせず監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」

以上



1. 6月の株主総会において、旧中央青山監査法人以外の監査法人を新たに会計監査人として選任した場合



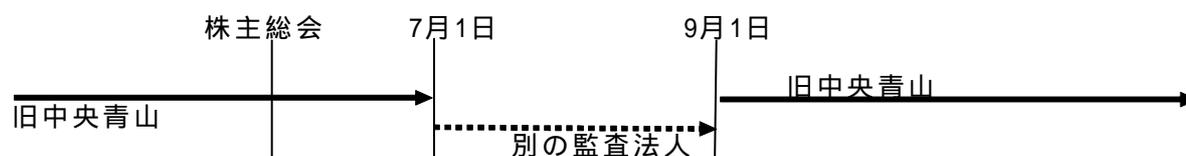
2. 6月の株主総会において、旧中央青山監査法人以外の監査法人を新たに会計監査人として選任するとともに、9月1日以降の就任を前提として旧中央青山監査法人を再任した場合



3. 7月1日以降に、旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人として選任し、当該一時会計監査人が事業年度末まで監査を行った場合



4. 6月の株主総会において、9月1日以降の就任を前提として旧中央青山監査法人を会計監査人として再任し、7月1日以降に旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人として選任した場合



5. 7月1日以降に旧中央青山監査法人以外の監査法人を一時会計監査人に選任した上で、さらに、9月1日以降に旧中央青山監査法人についても一時会計監査人として選任し、両者が事業年度末まで監査を行った場合

